

武相地域と須長漣造と困民党の時代

—反芻される暴力の抑圧と秩序—

阿部 安成

*

一八七八年に神奈川県の大住郡真土村で起きた殺人事件は、きわめておおきな出来事となった。事件当時この出来事は、家屋が全焼した現場にあった死体が七つというその数の多さゆえに、ちいさな村に起きた希有な大事件だと報道されたのだった。襲撃勢に判決が宣告され、結局はだれひとりとして死刑とならなかつた一八八〇年以後の数年をみわたせば、真土の村民たちはこの殺人放火事件に暮を引くためにいくつかの実践をおこなっていた^①。真土村のある神奈川県域を広くみればこの一八八〇年代前期はまた、不況や不作によって大量の生産者が困苦にあえぎ、営業を始めた金融会社や貸金業者が窮民とのあいだにあたらしい貸借関係を取り結ぶときでもあつた。このときの生産者農民の結集や強訴や破壊などの行為は、現在は「負債農民運動」と呼ばれている^②。生活それ自体が危殆に瀕するなか

で、負債者やその援助者に組織者、債主との仲介者のいくにかは殺された松木と現場となつた真土の名を忘れなかつた。真土村事件がおおきな出来事だつたというのは、その報道価値が保たれていた事件直後においてだけそうだつたのではなく、それがその後にくいとも思い起こされるまさにそのくりかえしのなかで、おおきな出来事として造形されてゆくのだつた。その名はどのようなときに口をついてでたり、あるいはどのような文脈のなかで書きとめられるのだろうか。真土村での殺人という出来事をいわば「その後」というフィールドに投げ込んでみて、そこで真土村事件がどのように想起され語られるかをみてゆこう^③。ある出来事を考えるとは、それについての「その後」の語られ方を問うことにほかならない。そのための作業のひとつとして、ここでは困苦する大量の生産者の存在が社会問題となる一八八〇年代中葉という時代に、負債者と債主のあい

だの仲介者となり「武相困民党」を組織してゆくなかで大量の文書を残した須長漣造という人物をとおして、困窮という難儀の打開と民の暴力と須長を彼としてささえる規範や秩序がどのようにかわるのかを考えてみよう。

さて、須長漣造は八王子ももう多摩川にちかい谷野（南多摩郡）で嘉永（一八五二年）に生まれたというから、一八八〇年代中葉の彼は三〇歳を越えたばかりだった。居村をふくむ四か村の聯合戸長（村の長）ともなり二〇町の土地を持つ「豪農」でもあったが、この時代は没落の淵にあり一八八四年六月には戸長も辞職した。当時の地域の景況はどのようであつただろうか。

1

…本年故ありて故郷に帰りしが其境俗の変遷と村民の盛衰の甚しきを見て思はず長嘆大息せり…要するに村人の生活ハ之を九年以前に較れば非常の衰態を呈したる者と謂ふべし…我が故郷の僅々九年間に斯く変動のありたるハ不景気の然らしむる所…既に当郡内に於て本年半季に身代限を為せし者百を以て算ふるに至れり…実に田舎の惨状ハ東京にて想像するが如きものにあらず（『自由新聞』841214⁵）

○諸物価ハ漸次低落し昨十七年の如きハ金融壅塞の為め

に中等以下の人民ハ困窮に陥り…引続き本年に及び窮厄極点に達し路傍に立ちて叫ぶものあれバ餓死するもあり実に目も当られぬ惨状を極む、是れ全く前年の不作にて五穀の收穫なきと金融の壅塞とに因るなるべし（『朝野新聞』850316）

…旧臘来同地近傍にてハ頻りに食物を竊取する者多き由なるが是等ハ飢餓に迫る者の止を得ず為す所にして是等の者共にして饑餓に欠乏を告げざらしめバ斯る不良の徒とハなるまじきに貧困にして泣訴するに所なきの致す所なるべし、此の一事にても地方の惨況念ふべきなり（『東京横浜毎日新聞』850322）

—これらの新聞記事は順に「武州北多摩郡近況」「神奈川県都筑通信」「南多摩、津久井二郡近況」欄の報道で、武州（武蔵）や相州（相模）の地域での不作や不景気による破産（身代限）、困窮が餓死にまで到るなかでの窃盗といった惨状が告げられている。武相地域の生産者はデフレイションや天候不順のもとで生存の危機に直面していた。困窮する小作人は「困難を訴へ各地に集会して」「地租の引用者。以下同」減額を請願し、貸金業者に借金のあるものは「負債党」を結ぶと報じられた（「神奈川県高座郡の景況」『自由新聞』841025）。それはただの窮迫した負債者集団だったのではない。その集団の行動は「警察の蔽に探偵の密なるにて漸く鎮定」したのであって、負債

問題を軸に結合して「一時勢を得」るほどに活動力に満ちた集団が「党」と呼ばれたのだった。ほかにも「借金党」や「貧乏党」と呼ばれ、そして現在では「困民党」と総称される負債を抱えた生産者の集団である。もちろんすべてが党を自称したわけではなく、明確な綱領などないばかりいも多かった。

不況や不作が惨状をつくりだし、その窮状が負債者を集結させたとはいえ、どの集団も過激に行動して債主に要求を突きつけたのではなかった。たとえばさきにもた新聞紙上の「神奈川県筑通信」欄が伝えるとおり、一八八四年をふりかえってみれば困苦にあえぐ人民が「終に貧乏党蜂起の兆候ありしが先づ大事に至らずして止みたれど」との小事で識られる地域もあった。しかし他方で一八八四年には、八王子をみおろせる御殿峠での結集（八月一日）八王子警察署への押しかけと乱入（九月五日）、そして秩父事件（一〇月末から一月初旬）などのように負債者と警察または軍隊が対決し、逮捕者や処罰者をだしたばかりもあった。これほどの大事となれば、のちのさまざま機会にいくとも想起されるようになるだろう。

当地〔北多摩郡〕人民ハ性極て温良ゆへ北にハ埼玉暴徒あり南にハ八王子近傍の借金党ありて凶暴を逞ふし
たれども之れに応ずる者甚少なく：（前引「武州北多摩郡近況」）

というぐあいに事件ののちには、八王子や秩父が参照項となって、その激越さにくらべれば穏やかだというように地域の暴力度が判定されるのだ。しかしこの『自由新聞』の近況欄がすぐに続けて、「表面より見れば至極静穏の状を呈すれども、其困窮に至りては決して此等に一步を譲らざるなり」と書かなくてはならなかったように、困窮の度合いはどこも似たようなものだった。「暴徒」となって跳梁跋扈しないまでも、たとえば村での教育費徴収をめぐる「延期者」や「不納者」ができればそれは「不平者」の登場につながるのであって、「実に民心何となく穏かならず」という不穏な情勢があちこちにあらわれているのだった（前引「神奈川県高座郡の景況」）。

年がかわって一八八五年になると、「神奈川県武蔵国多摩郡、相模国津久井郡辺にては昨年既に負債党の起りし程なるが」（○津久井郡の負債額『東京横浜毎日新聞』85021）と、去年のことを思い起こしてみればそうした困苦する集団の存在が無視することのできない事実となっていた。『東京横浜毎日新聞』（85028）の「○神奈川県下三多摩郡の近況」欄が報ずるところは、ここ数年続いている米穀や農産物の価格下落、暴風雨や肥料不足による収穫の減少、東京への出稼ぎ、業者からの金銭貸借の停止といった情況のなかでの、「五人十人宛群を為して来り」と「乞食者」となった集団が流浪するかの様相や、「婦人

計りの家などあれば放言強迫して金銭食物を出させる者往々あり」と切迫するがゆえの脅迫や強奪が弱者にむかう事態だった。困窮がさらに蔓延してゆくと、負債者たちの行動はかならずしも結党するに到らなかつたり、あるいは党行為とはいえない行動などへと多様化してゆく。たとえば、借金や滞納小作料の督促にあうと、

大磯の露木事件或は秩父、八王子借金党などの例を引き陰に恐嚇の口気を含みつ、延期哀願に類する言訳を為すゆへ債主も強て裁判を仰ぐを欲せず荏苒一日延しの姿なり

——哀願も言い訳も困苦する民の常套手段（ただしほとんど唯一の）というるそのうえに、ここでは威嚇をちらつかせながらのそれだった。なにが脅しの効力となるかという、それはよく知られた八王子や秩父、さらに露木卯三郎をめぐる事件について語ればよかつたのだ。この記事はくわえて、「放火云々の貼札は各村に見ゆ」という光景も報せる。ただしそうした放火予告も「全く恐嚇に止ま」つていた、すなわち放火はいわば最終手段であつてそうかんたんに行使される武器ではなかつたという。だが「悪漢賊徒を教唆するが如き恐れなきにあらず」のように、悪巧みをなすものと負債者が結託するとどうなってしまうかわからないという不安や動揺が地域を席巻していると記者はみている。

確かに八王子や秩父ほどの出来事がどこにでも現出したわけではなかつた。ましてや露木事件のような金貸し殺しはほんとうに希有な出来事だった。しかし警察署への押し込みや、武力による警察や軍隊との戦闘や、また金貸し殺しであつても、そうした民の暴力が現実に行使されたその後となれば、威嚇にすぎないとわかつていても放火の貼札が有効に機能し、脅しに支えられた哀願ならば返済期限が延期となる展望が開かれたのだつた。新聞は、八王子も秩父も露木もそれぞれの事件を複数紙が連日にわたつて報道したし、武相それぞれ地域の負債者の行動やその集団の存在を八王子や秩父の事件と比較した記事を載せてきた。こうして民の暴力が社会の現実として広く認知されているときには、八王子や秩父や露木のその名を呼ぶことが債主への強く有効な威嚇となることを民は学習してゆく。しかも新聞はそれらの名を呼ぶことが戦術として有効であることをまた報道する。

2

露木事件とは、一八八四年五月一日に神奈川県大磯で、貸金業を営む露木卯三郎と養子番頭の幸助の二名が殺された出来事^⑥をいう。露木が殺されるまえの一八八三年秋から翌年の四月までのあいだ、神奈川県域の洵綾郡や高座

郡で起きた露木をめぐる紛議は警察に探知され説論がなされていた。ひとつの地点での嘯集が解散させられてもつぎにまた別な地点で同様な行動が取られれば、債主にとつてそれは不安の火種が飛び火してゆくかのごとく感じられたことだろう。露木の死後も負債にかかわる不穏な事態は終息しない。露木殺害からまだ二週間が過ぎない二七日に、大住郡の弘法山に集結した負債者「百余名」が「頗ル穩かなら」ざる状況を醸すと、巡查が出張しそれを「鎮撫解散」させた。しかしこの一件をかたづけなくても落着とはゆかず、神奈川県公文書は、「此際大住郡愛甲郡各村負債者沈静ナラス処々ニ集会スルノミナラス」、たとえば債主に焼き打ちを思わせる貼紙がはられると、その家が「狼狽」するにとどまらず近隣の地域一帯が「人心恟々」となる恐慌を伝えている。一八八三年から翌年にかけて各地に散発した結集や強談や強訴といった負債者の行動は、露木殺害をもつてもつとも緊張が高まった。民の暴力がここに極まったとしてもこれを機に諍いや紛議が減少したわけではなく、この露木殺害、そしてさらにさかのぼって一八七八年の松木殺害を引照して威嚇し脅迫するという戦術を民は獲得し始めたのだった。殺人という事実が活用されるのだ。すると負債者と債主の立場が転倒する様相が芽生える。すなわち、焼き打ちの噂やその予告の貼札や投書であってもそれが奏効して、負債者が要求する借金の年賦返済や利子

減免について債主が譲歩してゆくようになった。すると五月末の弘法山から善波峠にかけての負債者の嘯集を分岐として、神奈川県南西部の負債者の集団行動は終息し、その焦点は北部へとかわる。さきにふれた八月から九月にかけての八王子付近のさまざまな地域の困民の集団行動、そして一一月以降の武相困民党の展開である。

こうした動向を考察するなかでこれまで、真土村事件―露木事件―須長漣造の思想と武相困民党の運動、という系譜が一本の線で引かれてきた。いくつかの事件を系譜を引いて関連を指摘するという考察は、出来事を連続や継承としてとらえる観点のあらわれでもある。ここでは参照し引用するその語り方をおして、過去の出来事をどのような経緯化するかその内実と意味について考えてみたい。須長が書き残した記録と彼の行動をおつてみよう。

「須長雜記」と呼ばれる文書綴りがある。須長漣造が下書きをしたり筆写をしたりした記録である。須長はかつて聯合戸長だったとき、その村々はどれも「貧村」で公租上納もままならないことがあった。彼は自分の所有地を抵当に入れて借金し、それで補填したほどの徳をみせる村吏だった。しかし続く不景気は一度の代納くらいでは足りず、また須長自身も困窮してしまい、ついに土地を四重抵当にして借金をした体験もあった(頁250-251)。みずからも金銭をめぐる困苦を味わった須長は、一八八四年

九月から一〇月のころに銀行の廃止と利子制限法の改正についで「願書」を書いた。それに添えられた「別紙論文」をみよう（SJS: 583[584]）。そこでは貸借関係における返済の約定を「苛酷ノ方法」とみる。とはいえこの苛酷さとは債主の取り立ての厳しさばかりをいうのではない。「債主ハ敢テ恐懼スヘキ」ものではないのだ。むしろ「官ノ召喚ニ怠慢スレバ国法ニ戾ルヲ恐レ」るがゆえに、「終ニ債主ノ満足ヲ得セシメ」ることになってしまう、と官の強大な力への畏怖と国家の法を遵守する規範の内面化が記されている。かつての貸借関係では困窮が極まったばあいには利子を取らないなどの「道徳上ヨリノ貸借」がおこなわれたが、いまや法により貸借関係が規定され、それを犯したときには介入する国家によって罰せられてしまう。それが「苛酷ノ方法」にはかならず、苛酷さがまかりとおれば貸借をとおして強者と弱者とに分割がはかられる。こうして「刑法範圍ノ外ニ立強者ハ弱者ノ肉ヲ食ト」する弱肉強食の形勢が現状であるとの認識が示される。しかし弱者はただ強者に食われるばかりではなく、「弱者ハ強者ヲ欺ムカント」したり、苦しめられた弱者に到っては「一大団結ヲ以テ強者ヲ圧倒セントス」るようになる。それは「不正破廉恥モ亦甚シ」とわかっているのだが——と教をたのんでまともらなくてはならない弱者の存在が強調された。

国法遵守を否定するつもりもなく官の調停機能を信頼し期待するとひとまず陳べながらも、しかし「強弱ノ軋轢ヲシテ官放棄シ於カンニハ如何ノ結果ヲ来ス」だろうか、ひいては「少ニスレバ相州一色村、真土村ノ如ク、是ヲ大ニスレバ国家ノ患害ヲナスベシ」と迫る。これは威嚇なのだ。すでに八王子での紛擾が伝えられたであろうときに書かれたこの文書では一大団結、一色村、真土村、と露木殺害から松木殺害までを読むものに参照させ、そこでの暴力を想起させ、さらに想像力を駆使すれば「国家ノ患害」を想い浮かべられるだろうと威しをかけている。

この願書が実際にだされたかは不明ながらも、こうして現実に起きた暴力、しかも死を現出させた事件を脅迫の文言としながら困窮の打開をはかる戦術が模索されているのだ。しかも真土と露木の両事件が、狙う仇敵（質地取り地主と貸金業者）とその家族や使用人を（悪）とみなして殺傷の標的としたのとくらべると、ここでは「患害」がくわえられる相手が「国家」となったおおきな転換がある。両事件当事者が残した極めて少ないことばのなかでも、あるいは両事件の新聞報道や戯作絵草紙のなかでも、国家を糾弾する文言は皆無だった。むしろ『冠松真土夜暴動』（一八八〇年）といった戯作絵草紙は、死刑が無期刑への減刑となつた大団円を、「明治の御代」を寿ぐ文言で締め括つたのだった。

須長は調停者としても思考をはたらかせる。九月五日の八王子警察署事件にかかわって収監されたものたちの放免をもとめる。「須長雜記」に記された嘆願書の雛型（一八八四年九月一〇月？）は、「官ヲ不憚」などのつもりはなく、「別段暴行兇徒等致シタル者ニハ決テ」ないと弁明にこつめる（SJS : 587-588）。窮民の結集とごつても「誰ガ申告ルトナク」おいおいひとびとが集まったにすぎない、八王子警察署に押しかけたのも「人民ヲ誘惑」「誘導」するものがいたからだ、「酒ニ酔シ勢ヒニ乗シ」ただけだ、というわけだ。現実には暴力を行使したことで拘引され収監されたものの釈放を願うときには、先導者の存在と酔態を理由にあげ、しかも官の存在に恐れ謹む、と願いでる。誰いうともなく徐々にひとびとが集まったとの陳述は、ひとまず結集することをほとんど唯一の抵抗の方途とするひとびとの決まり文句といえる。こうしてなにかを願いでるといふとき、さきにもた威嚇をうしろだてにした嘆願と、一見すると卑屈なしかしいい逃れをもまた有効に活用しようとする嘆願との二方面の戦術が採られてゆく。

この時期の「須長雜記」には、多様な内容の願書が数多く書き写されている。「年賦無利息請願人員」の名により、

九月五日八王子警察事件の収監者釈放、借金五年間据え置きのうち無利息一〇年賦実現を銀行や貸金業者へ説諭することを願う（一八八四年九月一〇月）（SJS : 587-588）。官の派出した探偵や巡查が巡視をおこなっているなかでは、「困窮ヲ基トスル」村々のものが「更ニ暴動」を企むなどできようはずもないと願書は記し、むしろ暴力を行使しているのは官ではないかといひ募る。すなわち、「拘留中警察署ノ御尋問ハ最モ苛刻ニシテ愚民狼狽シテ言語不束ナレバ、係累シ或ハ殴打シ創傷ニ陥ラヌ計リノ景状」を告発し、「慨嘆ノ至リ」と憤る。「須長雜記」にある語句解釈によれば、「係累」とは「シバリアゲク、リアゲ」ること。緊縛され、殴打される拷問を難詰しつつ、「是ヲ荏苒スレバ一朝傾覆ハ論ヲ不俟ナリ」と、官による暴力の放置はついにわかれわれの暴力を惹起するぞと迫るのだった。のちに須長自身も拘留を体験することになる。

物価高騰による貧窮にくわえて苛酷な貸借はさらなる困窮を生産者にもたらした。彼らは団結という力により押しだし、現状打破を要求する。しかしそれも警察力により、解散、拘留、罰金、禁錮に処せられてしまう。しかも拘留された同志には拷問すらくわえられる。こうとなればもはや、官を憚らない穏当な嘆願ではなく、「困願」の名を借りながら「一朝傾覆」というすどい脅迫をともなった要求の主張へと転化するのである。ただし、ただちに力には

力、力をもつて力を制す、といった戦術に移行したとはいえない。負債者が党の名を冠して集結する様相をみよう。

一八八四年一月一九日に神奈川県相模原の原野でひらかれた「年賦黨員ノ臨時總會」、すなわち「武相困民党」の結成大会において自由黨員の若林高之亮（決定責任義務者表にある監督。ここに須長の名はなくいわゆる「地下工作者」（色川大吉）とみられている）の起草とされる「申合規則並ニ維持法」が発表された（SJS : 538-600）。ここではみづからを「党」と呼び、常備または予備の理事者を数名おく。ただしさまざまな負債者や困窮者が集まれば「玉石混淆毫モ思想ノ一定ヲ見ルコトナク」、このままでは「人心ノ卒離ヲ来シ、必ズヤ土崩瓦壊ノ不幸ニ陥リ、方サニ重大ノ前途ヲ失ヒ最要ノ主義ヲ誤ルニ至ルヤ瞭然タリ」となつたいま、「団結力ヲ強固ニシ、則公明正大ノ基礎ヲ確立」するときである、との「決議案」が提出された。ここに記された各条目には、「団結力ヲ強固ニシ目的ヲ達セシメン」、「結合上ヨリ生シタル事務」というように「党」としての団結が強くうたわれ、それは「最モ強敵ニシテ最堅壁ニ抛レ」る「吾曹ノ對手」に對峙するためにほかならない。敵は、「吾進撃ノ前途ニ横タハルノ荆棘」にたとえられ、對するに、

正理ヲ以テ剣トナシ、公道ヲ以テ鋒トナシテ、薙倒蹂躪シ倍進テ主義ヲ貫キ目的ノ域ニ至リ、而シテ全勝ノ

功ヲ奏シ、凱歌ヲ天下ニ揚ルコト何ゾ難シトセンヤ

と凜凜しく高らかに決意がうたいあげられたのである。かかる全勝の凱歌の実現はひとえに「衆心団結力ノ強弱如何」に拠るといふ。一月一九日の臨時總會を経たうえで提起された「決議案」は、党の主義を達するための「仲裁」を委任する対象に「吾国勇名ノ国士」（第二条）を、「仲裁人傍説士」には「吾国先ノ四等判事從五位立木兼善氏」（第三条）をあげた。北洲社（法律事務所）社長の立木は、横浜裁判所長として真土村の質地をめぐる裁判で村民側勝訴の判決をだした（ただし二審は敗訴）。また武相困民党は一八八五年年頭の県庁との交渉に際して、横浜の海老塚四郎兵衛に仲介を依頼する⁹。

かくして、武相困民党は「正理」「公道」をうたう理念を掲げ、いくぶん壮士風にいるどられた民権思想と結合したといえよう。

4

年明けの一月より負債問題の処理をめぐる県との交渉が始まる。一月九日は県庁へ、一〇日は県令沖守固の公邸へ「出頭」した様相が、須長、若林、佐藤昇之輔（監督）三名連署（筆跡は若林）で中島小太郎（監督）に宛てた手紙で知られる（一月二二日）（SJS : 605-606）。中島は病

母のために南多摩の上小山田村に戻り、須長らは横浜にいた。須長らと仲介人の海老塚は、県庁では大書記官や警部長など四名ほどの官吏による「尋問」のすえに「矢張団結ヲ解除スルニアラザレハ不穩当之義ニ付、若シ其命ニ随ハザレハ法律ヲ以テ之レヲ処分スベキ云々」と恫喝をうけ、あげくは「威権甚シク為メニ留置セラ」れようとしたが「必死論弁」と海老塚の「尽力」により「漸ク退出」できた。県令公邸では彼らの相手は、県令、大書記官、警部長、南多摩・高座・橋樹郡の郡長など一〇名あまり（北多摩・都筑の郡長も出席予定が欠席）。これは県治を握る枢要者の集団である。県令は「出願総代之名義ヲ去」り、「団結ヲ解」き、「各自情義ヲ尽シ歎願可致旨」をいうが、彼らは肯んじない。さらなる陳述も聞き入れられないどころか、またも「若シ強テ申立ル以上ハ無余義警吏ニ引渡シ処分スルノ外無之ト言切ラレ、既ニ権力ヲ以テ拘引ニ及バル、有様」となり、もはや「出願委員」（総代）の辞任をうけ入れざるをえないほどに追い込まれ、「実ニ情態之義ハ筆紙ニ難尽候間、聊概略ヲ申述」るにとどまると書いてしまうほどに彼らは苦難と疲労を味わった。

こうして作成されたのが、須長ら三名に幹事一名をくわえた四名連署で県令に宛てた「上申書」（一月二三日）となる（SJS : 606-607）。この文書には冒頭の「客歳御管下南多摩郡外六郡ノ貧民負債清完ノ為メ団結仕候」という書

きだし以下、「貧民」「団結」の語があふれている。前日の手紙にもうかがえた、疲れ、焦り、苛立ち、須長らの総代辞任を告げるこの「上申書」を憤怒を秘めた紙飛礫とした。党としての団結を「誰主唱者トテハ無之自然異越同舟ノ勢ヲ為シ」たとかわすのはいわば常套の逃げ口上。ついで、みずから「惣代」を名乗ったために、自身の利益をはかろうとして「貧民ヲ煽蠱シ威力ヲ藉リ謀ル所アル」かのように県庁は疑ったのではないか、と「邪推」ではなくとも「愚考」してしまった、などとへりくだりながらも当てこすりの表現が書かれる。

「上申書」はい——そもそも党として団結するために大勢のひとびとが集結したのだから、そのなかには「頑愚粗暴」のものも多く、「其窮迫ノ余何様ノ事釀出候哉モ難図」い、また「無学文盲」ゆえに考えをめぐらしてもそれをことばにして伝えきれないものも多い、ならばそのようなひとびとには利益を得られるにもかかわらずそれができないという「憂」いがあるのではないかと老婆心を抱えていた。だから一同の望みのままに総代となり、みずからのことは二の次にして自費を費やし昼夜奔走して「何トカ善良ノ方法ヲ講求」したいとつねづね願っていた。こうしたねらいが成就すれば「千数百ノ貧民」は「営業ノ道」を失うことなく、さらに「債主負債主ノ交誼ヲ維持」できれば「幾分ハ治安ノ裨補」ともなるだろうと自認していた、

「決シテ徒ニ事ヲ好ムノ訳柄」ではないと訴えた。ここではすでに起きた諸事件という事実を背景に、「頑愚」ゆえの「粗暴」なふるまいや党としての結集という暴力をちらつかせながらも、しかし「事」を好むものではなく、むしろ自分たちの行動はわずかながらも「治安」の助けになると思っていたとこれまでをふりかえっている。

ところが、総代の名によって嘆訴するとは「不穩当ニテ不宜候間、其名称アル限決シテ御採用不成下」との説諭をうけてしまったのでは、ここに「私輩ハ早速惣代ノ任ヲ拒絶シ、団結ノ籍ヲ削除」すると上申した。とはいえくりかえせば、「貧民団結」とはとくに「首唱者」があつたわけではなく自然に成立したようなものだ、だからわたしたちには「団結ヲ湯解スルノ権力」のないことを承知していただきたい、県庁からの説諭は一同にくわしく伝えはしよう、ただし「以後若何ナル結果ヲ生候哉ハ預知難仕」とここにいいおくから「宜シク御注意奉願置候」とこれはいわば秘かな宣戦布告でもあつた。こうした脅し文句はさらけられ、ここに総代を辞任して解団したからには、

其団結ニ就テハ細大一切閑渉不仕ハ無論ニ候、從テ向後其団結中ノ貧民一人若シクハ数十百人何様ノ事出来候共私輩ニ連及不仕義ハ今更余計ノ贅言トハ奉存候得共、多勢ノ中心得違ノ族無之ニモ不限仍之杞憂ニ不堪

すなわち一種の安全弁だつた「貧民団結」が解除されたのだと結ばれる「上申書」だつた。「吾進撃ノ前途ニ横タハルノ荆棘」にたとえられた最強の對手にむかうべく党の団結がはかられたのだが、それが県庁への説明においては、一方で「頑愚粗暴」を抑え、「無学文盲」の利益を代弁するための組織とされ、だからこそこの結合を解くことは「無学文盲」を困窮に落とすため、「頑愚粗暴」の力を解放することにもなる、くれぐれも注意せよ、と告げる上申書とは解散に追い込まれながらもなんとか放たれた一矢といえよう。

この上申書は東京の立木兼善に起草が依頼されたもので、それを讀んだ署名者四人は「少シハ烈シ過ル」と思つたものの、立木の起草だからと差しだすことにしたという（須長「答弁書」SJS: 61415）。一足はやく一三日に帰村した若林は横浜の須長と佐藤に宛てた手紙（一四日付）で、「十三日点燈頃ニ漸ク疲労ヲ忍ビ帰着、昨日（一三日のこと）ハ半病者ニ髣髴タリ」と尽瘁しきつたと告げると同時に、「急速御帰村」を乞ひ、「地方之景況モ種々兄等御歸リ之上御懇談」したいと、はやくも今後の対策を講ずべきことを要請した。ただしこの手紙は「多衆囂集一件ニ付件要ト見認メ」られ、そもそも警察の手中に落ちたのだった。一五日に横浜警察署伊勢町派出所内で佐藤の面前で開封のうえ謄写までされた（SJS: 607-608）。須長らにいわ

れるまでもなく、警察は彼らへの監視を怠つてはいない。

辞任により「旧歎願委員」となった若林、佐藤、須長らは、武相の三郡各村総代に宛てた「回章」を作成した(SJS: 608-610)。こゝで説明された情況はこうである——

—— 県令らには「人民困歎ノ情況」を告げてきた。すなわち、「諸債主之苛酷、時世之變動、物価非常ノ下落」による負債完済の困難である。それゆゑに自然とひとびとは団結し、かく嘆願をなすにいたつた、と。しかしそれに対して県令は、かかる一事は、「仮令小事ノ如シト雖大事ナリ」、ついに「県治之体面」にかかわることだと応じた。こうして、総代の廃絶と辞任、債主との交渉は個々におこなうべきこと、そのうえでなお「残忍苛酷之処置」があるならば戸長役場をとおして郡衙あるいは県庁へ「哀訴歎願」せよといわれ、こうして「優渥ニシテ且寛大ナル所ノ御明断」や「御心勞」をうけとめ、婦村のうゑ「決テ心得違無之様精々演説」して「共ニ安堵候様之方法相求」めようと伝えようとしていた。ところがその前に予期しない事件の発生となつてしまつた。「人民相互ニ路傍之風説カ、亦ハ、武、參ノ煽蓋者之為ナルカ少シク不隠之拳働」が起きた。この不意の事件により、中島は「集合事件」の嫌疑をかけ

られ「留置」された。この顛末を「回章」は詳述しないのだが、それは一月一四日夜に大沼新田の篠原に結集した三〇人ほどが横浜を目指したところ、途中の瀬谷村で逮捕されたことを指している。

すでにみたように県庁との交渉に際して、中島はひとり先立つて婦村していた。ところがそれがこの事件への工作準備とみなされ、中島は一月一七日に拘引となつた(若林もまた二月一〇日に拘引となる)。これは後述するように、裁判においては武相困民党指導部の指揮によるものではないと認定されるのだが、県令宛ての「上申書」において示唆されていた「頑愚粗暴」による「事」が——婦村した若林が横浜の須長らに「地方之景況」につき話しあいたいとの手紙をしたためた——まさにそのときに発生したのである。こうした「事悉皆齟齬意表ニ出」たため、総代一同集会する機会を失つてしまい、かく文書回覧となつたが、県令の意見、負債完済の手続き、総代委員の廃絶、負債主との個別交渉を承知徹底せよ、とこの「回章」は告げたのだつた。これをもって、武相困民党の「敗北宣言」(鶴巻孝雄)という。

八王子警察署は一月二〇日に、須長連造の「勾引状」を発給した。執行は二月二日午前七時。須長は拘引された。神奈川県横浜警察署の「勾留状」発給は二月二五日、同日午後五時に監獄横浜支署監倉への拘留が執行。「兇徒

聚衆ノ事件」に拠るものだった (SFS : 611-616)。

四か月後の一八八五年六月二二日、横浜縣裁判所の「予審終決言渡書」がでる。ここで、篠原に結集した三〇名ほどが瀬谷村で逮捕されたのは「事実」であるが、被告の須長ら一四名は「官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強迫スル等ノ目的ヲ以テ押出シタリトノ証憑ハ充分ナラサルヲ以テ」免訴放免となった。武相困民党指導部にむけられた弾圧は、証憑不充分的無罪とはなったものの、彼らは四か月から五か月にわたり拘束されたのである。

しかし放免を不服とする検事から「故障趣意書」が同日にでる。検事はいう。「予審終決言渡書」では、「事実ヲ挙示」したところに、「債主へ負債償還期限ノ猶予説諭方ヲ県庁へ嘆願セシムルノ景状ヲ示シタルニ於テハ県庁ノ詮議ヲ振りモ一変セラル、ニ至ル可シト評議一決」云々とある、また中島小太郎の警察官への供述をみても、「横浜近辺程ケ谷迄多勢押出シタラハ其騒擾ヲ聞キ県庁ノ詮議モ変ル可シトノ目的」があることは明白、「歎願セシムルノ景状」にはとどまらず、「現ニ横浜近辺ヲ騒擾セシムルノ目的」を疑うことはできない、それにもかかわらず、言渡書で「官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼スル等ノ目的ヲ以テ押出シタリトノ証憑充分ナラス」との理由により免訴放免するというが、そもそも本件公訴の目的は官庁喧鬧や官吏強迫ではなく、「村市ヲ騒擾セントシテ遂ケサル者ノ犯罪」だ、しかもこ

れは証憑充分であるのにそれを除外するのは不当ではないか、刑法の兇徒聚衆罪は村市騒擾のみでも一罪を構成しうる、というのがその趣意である。横浜に押し込めようとした三〇名ほどの結集という「事実」をもって、須長ら武相困民党指導部をもふくめた村市騒擾による兇徒聚衆罪が適用されるか否かのひしぎあいが出出したのである。

こうして須長の「答弁書」が提出される(六月一五日)。まず「時勢ノ變動物価ノ激変」により破産し、「祖先伝來ノ家勢モ地ニ落ち」んとするひとびとの苦況が吐露される。ただし、県令宛て「上申書」に頻出した「貧民」の語は、さきの「回章」とこの「答弁書」では一度として記されていない。この年の一月に始まった県との交渉を縷々記し、さきの「上申書」については前述のように、立木兼善に起草を依頼したこと、その内容が「少シハ烈シ過ル」と思ったことを明かす。すでに若林の使いが神奈川警察署に留置されたこと、佐藤を伊勢町派出所で拘束し手紙を開封させたこと、こうした取り調べにより兇徒聚衆や村市騒擾の意図がないことは明らかではないか、と須長は述べる。横浜へ押し込んだ三〇人ほどについては、須長らの横浜滞在が長引いたこと理由が明瞭に伝わらず、「確タル心得モナク其便宜ヲ聞ク可シト云、又迎ヒニ行ク可シト云、多少ノ者突然集リタル処へ、地方警察官ハ八王子以北ノ事モアリタレバ、早クモ兇徒ト見為シ烈シク訊問ノ末県庁え総

代トシテ出デタル者ノ仕業ナル可シト、直ニ中島小太郎ヲ始トシテ拘留シ蔽ニ兇徒ヲ聚衆シタリトテ大ニ压制一であると糾弾している。警察官がどのような調書を作成しているとも、中島がどのように供述しているとも、兇徒聚衆も村市騒擾も思いもしないことと須長はくりかえした。

七月二四日に「判決書」が言い渡される。横浜軽罪裁判所会議所の審案は、「予審終決言渡書」にいう「官庁二喧鬧シ官吏ニ強逼スル等ノ目的ヲ以テ押出シタルトノ証憑充分ナラス」云々のなかの「等ノ一字」には「村市ヲ騒擾シ其他暴動ヲ為サントノコト」もふくまれていて、たとえ「被告ハ村市ヲ騒擾セントノ目的ニ出テ果サ、ル者」だといふにしてもこれもまた「認ム可キ証憑ナシ」と、さきの「予審終決言渡書」が至当と認められ、ここに須長らの放免が確定した。

6

「兇徒聚衆」は警察の捏造であり、語句の解釈をめぐるなりふりかまわぬ検事の異議とともにいずれも武相困民党にむけられた強力な弾圧だといふはたやすい。しかし、これまで縷々みてきたように、一八八四年夏以降の武相地域における官と困窮する生産者や負債者の党とのひしぎあいの過程が物語るの、団結や結集をひとつの現実の力とみ

なす政治文化のあらわれといえる。横浜軽罪裁判所における一連の「予審終決言渡書」「故障趣意書」「答弁書」「判決書」に集約されているように、ここでは瀬谷村で捕縛された横浜へ押し込めようとする三〇人ほどの存在と行動という「事実」をめぐる判断が争点となっていた。検事による異議とは、その事実をもって村市騒擾により被告を兇徒聚衆罪に処したかったのだが、それ以上に検事は多勢の騒擾による県庁の詮議一変、すなわち県庁喧鬧と官吏強迫による処罰を科すことをねらっていた。むしろ、村市騒擾を突破口としつつ、県庁喧鬧と官吏強迫の罪による武相困民党の壊滅こそが真の目的だったともいえよう。しかし、団結という力により最強の対手にむかおうとするのは、そもそも武相困民党のいわば綱領にうたわれていた運動方針でもあった。つまり、ひとびとが集結し、行動するという力は、須長らにとっても官にとってもともにそれは、現にある窮状を打破するために官にむけられた強力だとみなされていたのである。そしてここにはもうひとつの「事実」、すなわち、真土、一色、秩父などの現実の暴力を彼ら双方は熟知していたのである。真土も一色もすでにみたように要求貫徹のためのいわば殺し文句だった。また秩父にしても須長はその動向を記してはいないのだが、後年一八九七年に秩父を訪れた彼は、一〇月二五日に大宮町から秩父神社にまわり、「裁判所、警察署、郡役所、町役場、皆町ノ

西ノ方ニアリ」と書きとめてゐる (SIS : 766)。この眼差しはいわゆる活動家のそれにほかならない。

須長は真土と露木の語をふたび引用する。一八八五年に書かれたと思われる嘆願書草稿は、「幾分カ法律ノ正面ハ曲ケテモ道德愛想ノ意ヲ巡ラサレテ、細民救助」を願う (SIS : 616-617)。心への仁愛を忘れない「道德」と経済の原理を保障する「法律」との「価値の対抗」こそが現状の社会の根元にある基軸だという認識がここにある。負債者が果たすべき義務を承知してはいるが、生活の困窮がそれを不能とし、負債者の権利は蹂躪され、さらになお法が困迫する民を救わないとしたら、

万一此儘荏苒スル以上曩ノ窮民ト雖モ目前必死困忙ニ陥リ真土并露木ノ如キニモ押及サントスルノ内情モ粗相見

——死に到るほどの困苦の果てには真土や露木のように集結した民による殺死があるとみせ、それほど窮民は変貌しうのだと迫る。おなじころに書かれたもうひとつの嘆願書草稿でも、「拾ヶ年間据置返金方法」を私立銀行、貸金業者、高利貸しへ指示するように願いながら、それをうけ入れない債主へは「負債人民ヨリ非常之示談ニ取及」び、それすら不首尾に終われば、

少ク不隠之働ヲ以テ□□貸附店等は時日ヲ不論悉ク煙燒トナシ、尚貸附人及銀行役員等は其形勢ニ依りては

身命ヲモ可申受義モ可有之

と銀行などへの説諭をするようにと脅しを背景に願われるのだった (SIS : 617)。

ところが須長は一度として放火殺傷という手段を選ばなかった。あくまで威嚇と交渉、結集や団結が彼が採った方途だった。いくら真土や露木の名を呼んだとしても、そこに噴出した放火や殺死という暴力を彼はみずからのものとはしなかった。そうした選択の理由に暴力には武力と法による弾圧と処罰があるからということもできよう。しかし須長は真土村事件の大団円を知っていた。須長は一八八三年ころから記し始めたという雑記のなかに、真土村事件にかかわるふたつの文書を筆写した。ひとつは県域三郡の人民の名で県令野村靖に宛てられた襲撃勢の減刑を願う嘆願書 (一八七八年一月二日付)。おそらくこれは新聞記事ではなく事件を題材とした戯作絵草紙の『相州奇談真土廻月壹之松蔭』(一八八〇年)を参照したとみてよい。この嘆願書は殺人放火行為をおこなった襲撃勢への寛典を願うとき、「一村幾ト亡滅」の危機に際しての襲殺は「一人ノ私怨ニアラスシテ一村一郷ノ公怨ナリ」ととらえてみせることで、処罰をめぐる「国法」執行の緩和を望んだのだ。もうひとつは松木殺していったんは極刑を宣告された四名に無期刑への減刑を告げる再宣告書 (一八八〇年六月二日)。さきの嘆願書に呼応するように、この文書は「

一村ノ滅落」という危機と「私怨」の否定とを認定したうえで「特典」の滅刑を告げた。「奸謀」をはたらいた「悪」が家と村の危機を造出し、存亡の淵にたたずむものたちが殺死という暴力を行使し、しかも彼らの「悲況慘状ヲ洞察」する多数の人民がいたという事実、そして殺人放火集團のだれひとりとして死刑に処せられなかったという事実、須長は瞠目したのだ。真土村事件のその後の露木事件では容疑者全員が死刑となつたのをみれば、政府としても真土村事件の処理はぎりぎりの選択だった。村という公の危機に臨んで、それを招いた「悪」を膺懲する殺死は容認されたのだ。

そして須長は雑記のなかに息を凝らして書いたかのようなふたつの断片を残した。

イロウ セウセキ／ケイカン アンチモ／エンサンカ
リ セウサンストロンチン

硫黄や硝石に塩酸カリ……これがなにか読むものにわからな
いばあいもある。彼ひとりを知るいわば秘密の暗号めいた
文字の羅列も、つぎの文章とならべると意味が明瞭とな
る。

尋常のポッタアス凡そ一斤に生石灰半量を加へて水に
和ぜ煎る時ハ苛性ポッタアスとなる、此の苛性ポツ
タアスの溶液を温たためて之に塩素瓦斯を通すれば塩酸
ポッタアスとなる、之に凡そ三分一の硫黄を交る時ハ

爆裂す (975: 618-619)

爆裂薬の製造法だった。加波山で爆裂弾が炸裂したのが一八八四年九月下旬。ひとびとは爆裂弾を使用しうる時代を生きることとなった(たとえばすでに『朝野新聞』80053-27)は「爆裂薬「ダイナマイト」」の製法を掲載した。

そして債主の露木が殺された一八八四年が終わり、その翌年にはさきにもみたように、八王子警察署は須長連造を拘留した。それにさきだつおそらく年頭に、須長はつぎのような断章をちいさな紙片に書いたという。

私立銀行金貸社会ニ於テハ是迄窮民ヲ圧倒スル甚タ
敷、其返報トシテハ(一時ニ来ス土崩瓦壊ハ此掌ヲ返
スニ似タリ)一夜ノ基ニ建造物ハ灰燼トナシ、一時ノ
中ニ斬ニ処シ、骸ハ街ノ梟首ニ掛ケ、遺体ハ原野ニ鳥
獸ノ腹ヲ肥シ、其心地能キヲ見テ懷復ノ志望ヲ起スモ
ノ也 (975: 617)

——松木や露木への殺死という暴力を活用し、真土村事件での寛典処分について一字一句を転写し、爆裂弾への関心を書きとめながら決して放火殺傷を現実に行使することのなかった須長は、紙のうえに灰燼、梟首、遺体という惨状を描き、しかも報復の結果として現出したこの土崩瓦解の光景にほくそ笑むのだった。

土地を失い小作となり、また行商をなりわいとするその後の須長のゆくえをたどってみよう。一九〇二年一月三日、行商で福岡にいた須長は南多摩郡小宮村のかつての同志木下彦太郎に手紙を書く(SJS: 750-751)。「過去ヲ尋ヌルハ愚ノ至リ」と書き始めながらも、「負債年賦無利息請願党ノ事務ニ東奔西走」していたころを回顧する。一八八五年に横浜で拘留されたことを想えば、「事徒ラニ水泡ニ帰シ実ニ不快ノ甚シキ」とはいえ、「又如何トモ詮方ナシ」。「格別早く屈指ノ間式拾年ヲ経過スルノ今日、思ヘハ夢カ幻シカ」、五〇歳を越えて「全顔殆ト皺ニ包レ」てしまえば、過去ははるかにとおい。「一時ハ自身ノ方向モ何ント定メモ置カザリシ」ほどに鬱勃としたときもあつた。「今ハ昔日ニ引換テ西海道ノ島国」にいる、と年月の移りかわりを想うても、いまもまた「流刑モ同様」と陳べれば、党務に奔走したその結末を噛み締めるかのようでもある。過去ははるけく、しかも自己の精神にもはや活力は失われた、と茫々とした心情を問わず語りに書きとめているようにもみえる。

そして、そのほば二〇年前には決して記されなかつた語群がこの手紙にはみえる。「我大日本帝国」「我国ノ一天万

乗ノ大公」「聖上天皇陛下」の語である。いま巡遊している地には「我大日本帝国ノ其始メ国常立ノ御尊天津下リシ旧跡」がある、源平の合戦をおもえば「勿体ナクモ我国ノ一天万乗ノ大公タル安德帝」の入水した壇ノ浦も航行してきた、当地の学校制度の完備や教育への熱意をみれば、それにくらべ「我東京府下ハ忝クモ 聖上天皇陛下ノ膝下ニテ候ト意気揚々タルヲモ顧ス」と、旅先の旅愁を語るにこれらの語が語り込まれている。二〇世紀の帝国日本に生きるひとりの書いた手紙としてさして不思議な文章ではないといえるかもしれない。

現在が過去から劃然と隔たつてしまつたとの感慨とそれを読むものになかと思ひさせるような記述は、ただに時間の経過ゆゑのことなのだろうか。

ふた月ほどがすぎた一一月三〇日には、おなじく筑前の地からこんどは佐藤昇之助に手紙を書く(SJS: 752)。武相からはるかとおい地にいることを「流罪モ同様」というのはさきにおなじ。ここでもおなじく横浜での拘留を想い、「事徒ラニ過ギ何ノ役ニモ立ズ、是レ全ク生等ヲシテ此ノ貴重ナル身体ニ対シテ空シク貴重ナル日月ヲ過去ニセシメタルハ遺憾モ又余リアリ」と、過去の想起も二度めとなればさきにくらべことば数も多くなつた。「五港ノ第一位タル横浜」は佐藤があらたに質屋を営む地である。しかしそこは苦渋の過去を想ひ起こさせる地であるがため

に、「我全国ニテモ屈指ノ惡漢無賴ノ巢窟、人民ノ掃溜、外国トノ交通大巨艦ノ艇繫地タル一大都会」と吐き捨てるかのように描写する。こうして前便よりいくぶん鬱屈の強まった手紙にも、さきのような語群が登場する。まず横浜で従業するかつての同志に、「佐藤君ハ大日本帝国ノ英勇俊傑ナリ」と呼びかける。旧跡を「抑我帝国ノ草創」と呼ぶ。かつて須長が関与した武相困民党の綱領ともいえる文書にも「吾国」の語はあった。しかし、「我大日本帝国」「聖上天皇陛下」の語はまったくくない。かつての困民党運動の戦術がそれらの語を使用させなかったという説明ではかたづかない。二〇世紀にはすでに植民地領有を果たした大日本帝国が名実ともにひとびとの意識にあつたという時代の推移は確かとして、さらに須長のなかのなにかしらの変貌をここに読みとるべきであろう。「須長雜記」にはこのふたつの手紙の草稿もある (SFS : 752-753)。「西海道ノ島国ニ身ハ浮島ノ浮キ世渡リ、日数ヲ積ムモ何ノ其ノ」の右脇には、「开モノノ本ノ始メナル国常立ノ御尊天ツ下リシ其土地モ拝觀セシト思ヒ立チ」と書きくわえられている。こうして木下宛ての手紙では、「何ノ其ノ」と読めば意気揚場ともうけ取れるであろう文言は「流刑モ同様」にとあらためられ、九州の地は「我大日本帝国」の語をもって語られるのである。東京をいうにもそう、草稿の「我東京ニシテ恐レ多クモ天皇ノ膝下」は「忝クモ 聖上天皇陛

下ノ膝下」となる。

毅然とした自恃のこころも薄れてしまったかのように、長々と書いた手紙を「文意ノ拙ナルト不周到ハ学力ナキノ印シ」(佐藤宛て。木下宛てでは「余リ贅言ニ紙面ヲ長々ト汚辱セシ」とみずからへりくだる。これも手紙ならでの形式のことばにすぎないか。いまはもう須長は過去の同志と語りあうことも少なく、そのゆくえが知れないものもいる。

旧友知人ノ諸君モ皆ナ思ヒ〜今ニ居所サへ訪問ナスベキ場所モ不明、嗚呼可惜ノ次第ナラスヤノ若林君モ目下何レニ候哉君御案内ナレバ御返事ヲ乞フ

8

須長連造は「人通りのない秋川丘陵の甲野原でゆきだおれになつているところを発見された」。六〇歳を越えてのおそらくたつたひとりの死だった。彼も同志の若林も子に困民党の活動について一切を語らなかつたという。残された晩年の須長の写真は頬の瘦けた、皺だらけの顔を伝えている(前掲鶴巻『近代化と伝統的民衆世界』の口絵頁を参照)。

須長連造は彼の遺した龐大な文書が発見されることによつて、その「闊いの意味」が初めて問われ、明かされ、広

く共有されていた。それは一九六〇年のこと、「定職を持たない」「無名の貧しい」ポピュリストの手によって須長の土蔵が開かれたのだった。発見者は膨大な記録を読み進めてゆくなかで、須長に「落伍感、敗北感、挫折感を曳きずり、幾重にも鬱屈した精神の遍歴の跡」をみとり、のちに行商と放浪のないまぜになったような行動に、「運動に敗北」し「思想的にも倫理的にも敗北」したものの「魂の遍歴」を重ねあわせてみせた。ただしさきに引いた爆裂薬の製法の書き込みをみたことで、発見者はそこに「ひととき」ではあれ失望の底から飛翔するかのような「思想のばばたき」を読み取ったのだった（「人民ニヒリズムの底流」）。

さらに須長が短文を書いた紙片が発見されると、須長連造の像や論が再審にかけられた。前引の毒々しい感慨の書かれたあの断章の意味が問われたのだ。発見者はそれを「呪いの断簡」と呼んだ。そこに書かれたのはまさに「殺意」であって、それこそが彼の「心中深く秘められた真の願望の一面」という。須長は願望を表出する、しかし書くことによって。そして他方で現実にはその望みがふつつつと沸きあがる「衝動を抑制」して、運動の「挫折」や「敗北」のなかでも「党の暴走をコントロールしつづけた」ところに、「高い政治性、…思想性」や暴力を抑えた「困民の「党」としての運動の思想」が看取されたのだ。須長の

精神と困民党の思想は、「世直しの思想」が「近代革命思想」へと飛躍するそのつなぎめだったと歴史の審判がくだされた。ここに「真の敗北」と背中あわせの「未発の契機」「可能性」が発見されたのだった（「困民党と自由党」「困民党の思想」）。しかしポピュリストのいう、

その温顔の下に、殺意をはらんだ険しい顔と激情が渦まいており、その疼きが、かれをして合法と非合法、屈従と抵抗のきわどい境を歩ませていた

——と須長をそのひとに即してうけとめることと、一方での世直し思想↓近代革命思想という一本の系譜線に須長と党をおくこととはどのようにかわるのだろうか。あるいはさきにもた放浪する須長の感慨はどう読めばよいのか。たとえばつぎの日記もどう読めばよいのだろうか。一八八〇年代のその後の須長は日記に八王子で起きた殺人事件を書きとめた（一八九二年三月三日条¹⁴）。殺されたのは須長も借金をしたことのある金貸し、しかも「非道」な貸しつけと取り立てをおこなない、そのために破産に追い込まれたものは「数フルニ凶尺セズ」という。「何者ト知レズ」数人がその宅に押し入り、当人とその妾と手代など四名を殺害した。その様相は、

手足ハ針金ヲ以テ縛リ置テ斬殺シ 其死骸及家財ヘ石油ヲ以テ流シ 火ヲ掛ケ 焼失ル間ニ暴行人ハ何レヘカ逃去リ候

との惨状だった。真土村事件を想起させるような殺人放火行為である。須長はこれを「意恨重リシモノカ」と推察したうえで、「実ニ此事タル容易ナル暴行ニ非ラズ 実ニ驚クベキノ況状ナリ」と結んだ。武相で金貸し殺しが再び、いや怨恨をうけるほどの〈悪〉の誅殺が三たびくりかえされたとき、驚きをもってこの出来事をうけとめた須長の念頭に数年前にちいさな文字で書きとめたあの断章のことが蘇つただろうか。

∞

須長が書き残した龐大な文書はすでに読まれ公開され、須長漣造論も論じ重ねられてきた。わたしがここでつけたのは、真土村事件―露木事件―困民党の思想と運動、須長の行動と精神史という歴史のなかで暴力と規範秩序についてどのように問えるかの展望を示すことである。ここにいう規範秩序とはひとであれ集団であれ領域であれ、それがそれとして存立することをささえる仕組みのことである。おそらく、いや確かに須長は有能な仲介者であり調停者だったにちがいない。みずからも生活の困窮を抱えながら、しかも重抵当という罪を犯しながらも、たぶん疲れや焦りや恐れも不安も感じたらうし、そしてときに同志と喜びあいながらねばり強く交渉を重ねてきた須長だった。しかし国法を遵守する、借りたものは返すという規範は彼自身をも締めつけつつあった。苛酷な貸借が横行する時代

に、かつての道徳愛想の念慮によって結ばれるひとのきずなを回復するのは至難の業だった。現実にあらわれたいくつかの数少ない殺死と破壊という暴力を脅迫に活用しようとして試みても、彼は決して暴虐なアウトローへは変身できなかった。たとえ、村という公のために〈悪〉を膺懲した行為が容認されるといふ事実を知ったとしても――。須長が雑記に書き写した真土村事件をめぐる嘆願書はいわば〈国法の超え方〉が示された教科書だったのに――。もちろん警察による弾圧もあつたことだが、党という結果も、過去の事実を参照させるといふ威嚇も、戦術として機能しなくなり、また食物の欠如による飢餓や金銭の不足のもたらした督促にあえぐ生産者の生活は改善されない。

こうした事態をのちにふりかえってみれば、無用だったとの鬱結ばかりが回想を占拠するのはほとんど必然だったろう。奔走の渦中においてはそうではなかった。ときに疲弊し尽瘁することがあつても、それを跳ねかえせる過去の事実があつた。それは、数多くの困苦する負債者たちの生活であり、そのなかでほとんどの生活者が手中におさめられない暴力という武器を操縦しえたものたちの行動だった。だから須長が紙片に書きとめたあの断章は、確かに「煮えたぎる怒り」のあらわれであり、殺害やテロを「夢想」していたことの証しだったのだ（鶴巻）。しかしここにはふたつの問題がある。

①このころのうちに凄まじい怒りを抱いて恐怖状況を夢想する——それを現実のものとするとき〈書く〉という行為を選択してみれば、それは真土とも露木ともちがつてその「遺体」は現実の死ではない。土崩瓦解の光景はただの夢と消えるのであつて、沸騰した怒りも〈書く〉ことで消費されてしまう。真土や露木のときのそこにあつた死体を語り、それを戦術として活用した調停者はテロリストとはならず、したがつて殺死の暴力はくりかえされ続けることはないのだ。死への暴力はあたかも牛が飲み込んだものをまた口に戻して嚙むように反芻されてゆく。しかし現実にもここに死体がないとなれば、その衝撃は時間の経過とともに減衰してゆき、だんだんとだれも真土や露木の語を決めことばとして口にしなくなる。〈書く〉ことによつて現実のものとなつた恐怖もそれが広く公開されて読まれないかぎり、だれにも（いや須長ひとりのをぞいて？）反芻されることはない。そしてこの須長の残した紙片は土蔵に深く仕舞い込まれた。

だが、〈悪〉にむけられた怨みや怒りが暴発する恐怖の光景を描いた書きものの世界があつた。たとえば真土村事件の戯作絵草紙である。一八八〇年に三編が版行されたそれは、文字と図像で解放された暴力が〈敵〉を殲滅する結構を創作した。それは完全な事実ではないかもしれないが、起きた出来事をふまえてそれとはおおきくは異ならな

い（もうひとつの現実）があることを読者に報せる。商品として販売された戯作絵草紙は、怨恨と暴力が呼応する〈現実〉を広く読者に教えてくれる。もちろんそれが永遠のベストセラーになるものでもないが、くりかえし読まれる装置の組み立ては、死に到る暴力が忘れられることのない記憶の回路として開かれたことを意味する。しかし商品としての戯作絵草紙の登場はまた、死への暴力を〈読む〉ことによつて消費する装置の製作を意味するだろう。しかもその戯作絵草紙は「明治の御代」を祝福する大団円で閉じられているのだ。

須長のあの「呪いの断簡」の発見者は、殺死への「衝動を抑制」する実践として須長の〈書く〉という行為を読みといたといつてよい。そしてその須長を抑制したそれを「暴発的な一揆やテロリズムを越えた困民の「党」としての運動の思想」ととらえた。ここにわたしが彼をポピュリストと呼ぶ所以がある。彼が初めて土蔵の扉を開けて閉じ込められていた断章を白日のもとに開いたのだが、須長の精神も「近代革命思想へ質的に飛躍する一歩手前」におかれてしまえば、死に到る暴力が再び反芻される可能性は「抑制」という名の近代合理主義のもとに抑え込まれてしまったようだ。いうならば暴力の「夢想」は土蔵に仕舞われたままとつた。それに異議を唱えられるのは須長ひとりなのかもしれない。

②しかし須長にしてものちに回想するときには、あれは無用の所為だったとの虚無にとらわれてしまう。もはやわが身と家と負債者群のことを念じて奔走した日々がとおひ彼方にのいてしまえば、負債者たちが党を名乗り集結したことも、ちいさな村に凄まじい暴力が噴出したことも茫洋としてしまい、なにに心地よさを感じてわが身を奮い立たせればよいのかわからなかったのではないか。だから須長が家族にもなにも語らなかつたとき、また過去を「空虚だつた」と回想したとき、いいかえれば「人民が戦つたこと自体にたいして自負と正当性の信頼を失つた」ときに「真

の決定的敗北となる」とのポピュリストの宣告は正鵠を射ていたといえる。それでは調停者として交渉者として戦士としての負けを告げられた敗者は（たとえ放浪したにせよ野原で横死するにせよ）、どのようにして再び生活の場にもどり日々を生きてきたのだろうか。この問いに応ずる用意がいまのわたしにはないが、ただ留目したいひとつは、須長が行商先から知己に書き送つた手紙のなかの「我大日本帝国」や「聖上天皇陛下」の語句である。手紙のなかで須長は、結局はかつて威嚇、結集、団結、交渉をとおして奔走に尽くしてみても所期の要求実現が極めて困難だったことを想うとどうしても縛られてしまう憂鬱さの代償として、「我大日本帝国」や「聖上天皇陛下」の語を〈書く〉ようにみえる。いわば抑鬱に病む患苦の身体を抱擁する母

として「我大日本帝国」や「聖上天皇陛下」が造影されたと、わたしは診る。当然のことだれかに強制されてこうした語句を手紙に綴るものはいない。かつて心地よさに笑みをうかべた土崩瓦解の惨景も、もう彼を駆り立てはしないのだ。それにかわる領域をみつけたのだ。

さて、さいごに一八七〇年代末から一八八〇年代中葉くらいを、生活者の暴力の時代ととらえる論点を示して終わろう。フィールドを狭く社会的困窮や負債問題や貸借關係を基軸とするひとびとのつながりに設定してみよう。そこに、債主、負債者、調停者、県、国家といったagencyをおいてみると、いづれにも死に到る暴力の意味が共有されていた。一度、二度と現実とその暴力があらわれれば、それを強烈に思い浮かべるだけでひとと調停者や仲裁者やそして戦士としてみずから成り立たせることができ、あるいはそれを鋭く口にするだけで相手を譲歩させたり地域一帯を人心恟恟とさせることができた。だからいわば暴力をいかに飼ひ慣らすかが、近代という時代に入り始めた日本という規範秩序の要諦となつたのだ。こう考えてみると、武相困民党が結成にあたって掲げたわれの最強の相手とは、この暴力そのものだった。この相手といかにつきあうかがもつとも重要な課題であり、それは負債者であれ党であれ国家であれどこにも課せられた案件だった。わたしはそれを須長連造を軸に、彼が躍動するまえの武相の出来事

注

と、彼のその後の遍歴とをならべて、そこを問題を集約させたフィールドとして考えてみた。色川大吉の慧眼がとらえたように、須長は合法と非合法、屈従と抵抗のあいだに設けた隘路をたどり、そこを抜けたさきの拓けた原野で斃れたのだった。この分割された二項をこれまでみてきた意味での「暴力」で結びあわせてみると、須長は死に到る暴力を想起することで彼を活動する彼たらしめたのだったし、一方で彼はその暴力を現実に行使用することはなかった。そして時代は後者こそが不可逆の趨勢となつて展開してゆき、暴力は国家が独占したかのようになつた。しかしそれを後世の歴史家が肌で感じるようになっていた。しかも、須長の精神を近代革命思想への飛躍の一步手前におくという審判をくだしたとき、実は須長の行動と精神、その軌跡とその意味はばらばらに解体されてしまつたのではな

いだろうか。歴史家の審判が隘路を歩む須長をまるごととらえず、「未発の契機」という一水脈を（しかもそれは雄渾な未来を拓く）須長のなかに掘りあてたとき、微妙なゆらぎを持った須長をとおして過去を（くりかえせば、未来を拓くものとして）追認してしまつたといわざるをえない。歴史家は勝敗を告げる審判官でも正邪を判定する裁判官でもないとわたしは思う。あくまで「不幸なる墓掘人」（色川）に撤するという構えを共有したいとは思ふのだが、そうした職人に「光榮」があるか、わたしは知らない。

(1) 阿部安成「一八七八年真土村事件の終幕——事件後をひと

びとはいかに生きたか」『民衆史研究』第五四号、一九九七年一月、を参照。それは殺されたものの慰霊と、家と村の再建にむけての儉約と、減刑の恩典を施したもののへの謝恩だつた。

(2) 本稿は、色川大吉『自由民権の地下水』岩波書店「同時代ライブラリー」一九九〇年、鶴巻孝雄「困民党事件——松方財政下の農民の動向」（色川大吉責任編集『三多摩自由民権史料集』下、大和書房、一九七九年、所収の解説論文。なお以下同書からの引用は①②③と出典を本文に略記する）、鶴巻孝雄『近代化と伝統的民衆世界——転換期の民衆運動とその思想』東京大学出版会、一九九二年、といった研究に多くを負つている。

(3) この意味で前掲論文「一八七八年真土村事件の終幕」は事件後数年の村をフィールドと設定した。発生から数十年後の事件の語られ方については、別稿「ピカレスクの誘惑——真土村事件の想起と再審」上・下『自由民権』第一三三号・第一四号、二〇〇〇年三月・二〇〇一年三月掲載予定、で論じた。

(4) 須長については色川がもっとも詳細に論じている。色川の「人民ニヒリズムの底流——困民党指導者、須長漣造の思想」（『明治精神史』上、講談社「学術文庫」一九七六年、所収、初出一九六四年）、「困民党の思想——須長漣造論」（前掲

『自由民権の地下水』所収、初出一九六五年)、「明治の豪農の精神構造——細野喜代四郎と須長連造」(『新編明治精神史』中央公論社、一九七三年、所収)を参照。

(5) 新聞の年月日は一八八四年二月一日を本文のように省略する。

(6) 露木事件についてはすでに書いた別稿の、「不穏な死体の存在——近代日本の規範秩序と暴力への試論」『一橋論叢』一九九九年八月、第一二二巻第二号、「物語の事件、事件の想起——一八八四年露木事件について」新井勝紘編『民衆運動史——近世から近代へ』第四巻、青木書店、二〇〇〇年四月刊行予定、で論じた。

(7) 神奈川県立図書館編『神奈川県史料』第五巻・政治部四、一九六九年、八一〇—八一頁。鶴巻は弘法山事件は三郡四か村の農民三〇〇余名が集結した大規模にして、組織的かつ一連の事件との継続性を持つ運動という。

(8) 露木事件は「真土村事件を抜きにしては考えられない」「武相困民党」の最高指導者で、債主殺害を夢想していた須長連造にも、真土村事件への関心を強くもっていた」と書かれる(町田市立自由民権資料館編『武相の困民党と民衆の世界』民権ブックス8、一九九五年、二五—二六頁)。

(9) 立木と海老塚はともに真土村事件のその後にかかわっていた。海老塚は村での質地返還や松木慰霊に尽力した。

(10) 後年の一八八八年一月に若林に宛てた手紙のなかで須長は

「自分モ子テ御案ノ如キ年賦党」とともに「自由権限論之党派ヲ組織」したと回顧している(SJS: 749-750)。ただし本稿の論点は負債者の党と自由民権運動との結合を重視することにはない。

(11) ほかでも露木事件などが書きとめられている。南多摩郡小野路村の小島為政はその日記に露木事件の新聞報道(『東京横浜毎日新聞』)を筆写し(一〇月二三日条)、八月から九月にかけては八王子近辺の「窮民嘯集」を、一月五日には「秩父郡土寇千人程蜂起之趣承候」と伝わったその情報を記した(SJS: 669-670)。彼は一八七一年に小野郷学という学校を設立したひとりで、若林高之亮や中島小太郎はそこで学んだ。また小島は近藤勇と義兄弟の関係にあった。

(12) 前掲鶴巻『近代化と伝統的民衆世界』二八一—三二頁。鶴巻はこの嘆願書草稿の宛先を神奈川県令野村とみているが、書かれたのが一八八五年ならば県令は沖守固。

(13) 須長は『朝野新聞』を講読していたというが(前掲色川『明治精神史』上、二七三頁)、同紙(88127)に嘆願書提出の報道はあってもその全文引用はない。また署名者一万五千という数は新聞報道にはなく、戯作絵草紙のなかにある。

(14) 前掲色川『明治精神史』上、二八四—二八五頁。

◇ P.S.「背中あわせ」の用法は牧原憲夫さんから借りました。

(あべ やすなり・近代日本史)